



2011年(平成23年)

2月 8日

<発行所>

日本歯科新聞社

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-20-4

電話03(3234)2475

FAX03(3234)2477

http://www.dentalnews.co.jp/

jdn@ dentalnews.co.jp

年間購読料18,900円(税・送料込)

郵便口座番号00120-5-130369

厚生労働省記者クラブ加盟社

労働者の歯科検診

鈴木俊夫 (名古屋市開業)

労働者の歯科検診には、事業所としての実施義務がある事業者検診と、健康保険組合が組合員にサービス事業として実施する検診。そして市町村が行うものなど、費用負担が異なる検診がある。どうも歯科医師会は事業者と健康保険組合を産業歯科として同一視している感じがぬぐえない。

読者もご承知だと思うが、法改正により事業者は労働衛生コンサルタントではなくてはならなくなつた。ある事業所から、私が労働衛生コンサルタントや作業環境測定士の資格を有しているとして歯科検診を依頼してきた。しかし予算や対象となる労働者が少ないのことで、産業医が検診を実施することになった。実績を挙げていかないで、歯科検診を義務化されている事業所が、義務を外されてしまうので

だと500日休業することになり労働者1人が減少することになる。その資料をもとに、労働省にお願いしたが、あまりに基礎資料が多く、すでに遅しとして組み込むことにはならなかつた。

しかし、ほぼ同じ時期に学校教員の検診項目が改訂されたのを、東京都学校医会会长がある会で報告した。その場には、都学歯の役員とA歯科医師会の役員が同席していた。すさまじ、モデル事業の実施を、省関係者に相談したところ、自治省(現総務省)から100万円程度のモデル事業費用を補助するので、教員と同年代の人の歯科検診を実施し、その結果教員の方が口腔内の状態が悪ければ、「教員の歯科検診を検討してもいい」との話になつた。

その場には、都学歯の役員とA歯科医師会の役員が同席していた。すさまじ、モデル事業の実施を、日学歯から文部省へ依頼するところまで話が進んだが、日学歯から許可が出なかつた。年明けにその旨、文部省関係者に伝えたところ、「しかたないですね」と一言。それ以来、まだに教員の歯科検診は入っていない。

いつの時代でも組織のリーダーに先見性がほとんどみられないのはとても残念である。歯科関係団体の会長選挙は医師会の方法がいいとは言わないが、一部の方による間接選挙は早く見直していただきたい。

読者もご承知だと思うが、法改正により事業者は労働衛生コンサルタントや作業環境測定士の資格を有しているとして歯科検診を依頼してきた。しかし予算や対象となる労働者が少ないのことで、産業医が検診を実施することになった。実績を挙げていかないで、歯科検診を義務化されている事業所が、義務を外されてしまうので